

平成 31 年度事業計画書

第 1 平成 30 年産豆類の主産地北海道における生産事情

平成 30 年産雑豆類の作付指標面積は、小豆 22,000ha、いんげん 8,930ha（うち金時 6,200ha、手亡 2,000ha）に設定されたが、平成 30 年産の作付面積は、農林水産省の発表によると、小豆は前年に比べ 1,200ha 増加したものの 19,100ha であった。また、いんげんは前年に比べ 160ha 増加し 6,790ha で、うち金時は前年に比べ 70ha 増加し 5,140ha、手亡も 150ha 増加し 1,210ha であった。

平成 30 年産の播種作業は、5 月後半に高気圧に覆われたために晴れて気温の高い日が多かったことから、小豆はほぼ平年並に終了し、金時はやや早く終了した。

小豆等の生育状況は、6 月中旬以降は気圧の谷や前線の影響で雨の降った日が多く、日照時間も少なかったことから、7 月 1 日時点では、小豆、金時とも草丈は短く、葉数は少なくなった。8 月に入り、上旬は晴れた日があったものの、その後は曇りや雨の日が多くなり、気温も平年を下回る日が多かったことから、9 月 1 日時点での生育は、小豆、金時とも 4 日遅れとなった。9 月前半の気象は移動性高気圧の張り出しで晴れた日が多くなったものの、6 月中旬からの天候不順の影響から 9 月 15 日時点での登熟は、小豆、金時とも 6 日遅れとなり、着莢数については、小豆、金時とも少なかった。

小豆等の収穫作業は、登熟の遅れや降雨の影響により平年より遅れ、10 月 15 日時点で、小豆の進捗状況は 46%、金時は平年よりもやや遅れて終了した。

北海道における豆類の生産状況

(単位 : ha、kg/10a、t)

区 分	作付面積			単収		収 穫 量			作付指標面積 (注)	
	29 年	30 年	増減	29 年	30 年	29 年	30 年	増減	30 年	31 年
小豆	17,900	19,100	1,200	278	205	49,800	39,200	△10,600	22,000	22,000
いんげん等	6,630	6,790	160	248	136	16,400	9,230	△7,170	8,930	-
うち金時	5,070	5,140	70	240	114	12,200	5,860	△6,340	6,200	-
うち手亡	1,060	1,210	150	289	212	3,060	2,570	△490	2,000	-
雑豆合計	24,530	25,890	1,360	-	-	66,200	48,430	△17,770	31,320	29,038
大豆	41,000	40,100	△900	245	209	100,500	83,800	△16,700	37,285	36,459
合計	65,530	65,990	460	-	-	166,700	132,230	△34,470	68,605	65,497

資料：農林水産省統計部「豆類（乾燥子実）及びそばの収穫量」等による

(注) 作付指標面積の雑豆合計にはえんどうを含む。

平成 30 年産の小豆の 10 a 当たり収量は天候不順の影響から 205kg となり、おおむね天候に恵まれた前年を 26% 下回り、収穫量は 39,200 t で前年より 10,600t (21%) 減少した。また、いんげんの 10 a 当たり収量は 136kg で前年を 45% 下回り、収穫量は 9,230 t で前年より 7,170t (44%) 減少（うち金時は 5,860t で前年比 52% 減少、手亡は 2,570t で前年比 16% 減少）した。この結果、雑豆合計の収穫量は 48,430t で前年より 17,770t (27%) 減少した。

なお、平成 31 年産雑豆類の作付指標面積は、各作目を取り巻く需給情勢を踏まえ、小豆は平成 30 年産と同じ 22,000ha、雑豆合計は 29,038ha（前年比 2,280ha 減少）に設定された。

第 2 事業計画の基本方針

世界経済は米国、欧州、新興国ともに順調に推移してきたが、米中通商問題、英国の EU 離脱など不確実性が高まっている。日本経済は、本年 10 月に消費税率引き上げが予定されるが、各種政策によって、内需を中心に、引き続き景気回復が続くと見込まれている。

雑豆をめぐる情勢は、北海道における平成 30 年産小豆の不作と在庫減少から小豆の需給が逼迫して価格が上昇している。

貿易面では、昨年 12 月 30 日に TPP11（日本、カナダ、豪州等）、本年 2 月 1 日に日 EU・EPA が発効し、日米間の物品貿易協定（TAG）交渉も近く開始される見込みとなっている。

また、消費者行政面では、全ての加工食品に対する原料原産地表示の義務化（2022 年 4 月）を前に、食品原料の調達先について関心が高まってきている。

平成 31 年度においては、これらの動きにも留意しつつ、以下の基本方針に基づいて事業に取り組むこととする。

- 1 当協会の事業目的に即して、良品質な国産豆の安定供給に資する豆類に関する学術の振興（公 1）及び健康に良い豆についての消費啓発を通じた食育の推進（公 2）を実施する。

なお、公募事業については、第三者で構成される審査委員会にて選定された採択候補事業及び課題を基に助成事業を実施する。

- 2 当協会事業を実施するために必要な事業費の確保を図ることとし、その一部として平成 25 年度に積み立てた豆類関係学術振興積立資産（特定費用準備資金）を取り崩し、公 1 事業の事業費に充当する。なお、管理費については一層の効率化を図る。

- 3 当協会の財産運用については、財産の保有目的に即した適切な運用に努める。

第3 事業計画

(公1) 豆類に関する学術の振興

1 試験研究及び調査研究への助成（公募）（資料）

平成30年末に公募を実施した結果、試験研究4課題、調査研究8課題を採択する。

2 豆類事情調査

国内外における雑豆の生産流通消費動向に関する調査を実施することとし、雑豆の需要拡大に資するため、雑豆の栄養・機能性成分の分析、機能性に関する内外の研究情報、新たな雑豆製品の市場情報を収集・整理する。

引き続き、全ての加工食品に対する原料原産地表示制度の義務化に対応した「雑豆製品に係る原料原産地表示動向調査」を実施する。

平成30年産金時の育種家種子を緊急に確保するため、金時の育種家種子増殖に関する助成を行う。北海道の小豆等雑豆生産安定に資するため、試験研究・技術専門家等による現地検討会を開催する。

海外については、竹小豆等の豆類や加糖餡の輸入先国であるタイに調査団を派遣するとともに、豆類の主要生産国でありながらその実態が明らかとなっていない東アフリカ諸国(タンザニア、ウガンダ、ケニア)及びメキシコを対象に委託調査を実施する。

3 技術普及事業及び豆類生産対策事業（資料）

技術普及事業については、引き続き、豆類経営改善共励会の開催、作付指標面積に即して良品質豆類の計画的な安定生産を図るための良品質豆類生産安定指導事業等に対して助成（公募）を行うとともに、農業者及び農業関係者を対象に豆作り講習会を開催する。

豆類生産対策事業については、引き続き、北海道における豆類原原種、原種、種子の増殖、豆類新品種の開発普及等の4事業に助成する。（公募）

(公2) 豆を通じた食育の推進

1 豆類消費啓発事業への助成（公募）（資料）

豆類・豆料理に関する一般消費者の理解増進、知識啓発等を図るため、引き続き、豆類関係団体が連携して実施する「豆の日」キャンペーン等に関する事業に助成する。

2 豆類消費啓発事業への協力支援

引き続き、学校栄養士を対象とした豆料理講習会・親子豆料理教室の開催に関する事業に助成するとともに、豆類・豆製品に関する消費啓発、調査等に関する事業への支援を行う。

3 豆類消費啓発事業の推進

(1) 豆類消費啓発資料の制作・配布

一般消費者、食品・栄養・調理関係の学生等の豆類に関する理解の増進を通じた豆による食育を推進するため、豆料理や豆と健康などに関する各種冊子を制作し、利用希望のある大学、専門学校、機関、団体、個人等に配布する。また、新たな豆料理などを紹介する冊子を制作する。

(2) 豆を使った食育の推進

小学生を対象とする学習読本「おまめのはなし」、指導者向け解説書、豆標本セット、豆の栽培や料理を紹介したDVDを制作し、利用希望のある小学校等に配布する。また、幼稚園児を対象とする豆に関する絵本、紙芝居、豆標本セットを制作し、利用希望のある幼稚園に配布する。

(3) 豆類消費啓発情報の提供

一般消費者に豆の栄養、健康等に関する情報を提供するため、雑誌等への広告記事の出稿、ホームページ、スマートフォン等多様な広報媒体を活用して豆類利用情報を提供する。また、2019年から毎年2月10日が「世界マメの日」に制定されたこと等を踏まえ、我が国の豆生産や豆類食品等に関する啓発情報を内外に向けて発信する。

(4) 豆類消費啓発イベントの実施

一般消費者に豆・豆類製品や豆料理に親しんでもらうため、「豆の日」(10月13日)、「世界マメの日」(2月10日)等に関連したイベントの開催を支援する。

4 情報資料の提供等

豆類に関する最近の情報を発信するため、情報誌の刊行、協会ホームページの運用、SNSの運用を実施するとともに、必要な情報資料の収集、整備等を行う。